

「投信取引約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6.(略)</p> <p>7.(保護預り証券の保管方法および保管場所) (略)</p> <p>保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」といいます。)できるものとします。(以下略)</p> <p>上記による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。 (略)</p> <p>8.(混蔵保管に関する同意事項)</p> <p>上記7.の規定により混蔵保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>~ (略)</p> <p>9.~15.(略)</p> <p>16.(解約等)</p> <p>(1)~(4)(略)</p> <p>(5)解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。 (略)</p> <p>保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17.~20.(略)</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引</p> <p>21.~24.(略)</p> <p>25.(投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1)この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混蔵して保管いたします。</p> <p>(2)~(4)(略)</p> <p>(5)上記(1)から(4)までの規定により混蔵して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>~ (略)</p> <p>26.~30.(略)</p> <p>第4章~第6章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6.(同左)</p> <p>7.(保護預り証券の保管方法および保管場所) (同左)</p> <p>保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管(以下「混合保管」といいます。)できるものとします。(同左)</p> <p>上記による混合保管は大券をもって行うことがあります。 (同左)</p> <p>8.(混合保管に関する同意事項)</p> <p>上記7.の規定により混合保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>~ (同左)</p> <p>9.~15.(同左)</p> <p>16.(解約等)</p> <p>(1)~(4)(同左)</p> <p>(5)解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。 (同左)</p> <p>保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17.~20.(同左)</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引</p> <p>21.~24.(同左)</p> <p>25.(投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1)この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。</p> <p>(2)~(4)(同左)</p> <p>(5)上記(1)から(4)までの規定により混合して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>~ (同左)</p> <p>26.~30.(同左)</p> <p>第4章~第6章 (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

旧	新
(2 0 1 9 年 6 月改訂)	(2 0 2 1 年 4 月改訂)